

浜松市立都田小学校いじめ防止基本方針【改定のポイント】

改定の概要

- ・「校内いじめ対策委員会の組織と役割、教職員の役割を明記
- ・いじめの未然防止に関する取組を充実、具体化
- ・いじめの組織対応について明記

いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
 - いじめ防止対策推進法第2条第1項に同じ＝人権、命の尊厳にかかわる問題
 - いじめの認知は、校内いじめ対策委員会を活用して行う
 - 犯罪行為、重大事態等、必要に応じて警察と連携する
- 2 いじめの理解
 - いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1)いじめの未然防止
 - 全ての子供に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う。
 - 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
 - (2)いじめの早期発見
 - ささいな変化に気付き、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、積極的にいじめを認知する。
 - (3)いじめへの対処
 - 具体的な対応方針、指導計画、体制を整備する。
 - 子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
 - (4)地域や家庭との連携
 - PTA、学校運営協議会などを活用し、地域、家庭と連携する。

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめの防止等のための組織
 - (1)「校内いじめ対策委員会の組織と役割」
 - 校長(委員長)、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター兼生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任(必要に応じて、発達支援コーディネーター、SC、SSW等)
 - 每学期1回。事案が発生した際には随時開催。
 - (2)いじめの防止等における教職員の役割
 - ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割
 - 会議などの企画・運営
 - 情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携窓口
 - いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導推進
 - 校内研修の企画・運営
 - ②教職員の役割
 - いじめの未然防止、早期発見、早期対応が組織的、実効的に機能するよう明記

2 いじめの防止等に関する取組

- (1)都田小年間指導計画
 - 学校の教育活動を、いじめの未然防止の観点から見直し、年間指導計画を作成
 - (2)いじめの未然防止
 - 学校目標「夢に向かって命を輝かせる子」の具現化を目指し、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - 子供たちとの取組
 - ア 子供がいじめの問題について考え、議論する(命について考える「河西先生物語」、情報モラル等)
 - イ 授業づくりや集団作り(キャリア教育を根底に据えた教育活動、授業改善、行事や校外学習)
 - ウ 道徳教育の充実(「生命尊重」等、道徳教育の充実、ほかほかメッセージカード)
 - エ 子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援(縦割り活動等)
 - オ 自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動(構成的GE、天白班遊び等)
 - (3)いじめの早期発見
 - 定期アンケート(学期1回)、個人面談(1学期末は全員実施)
 - (4)いじめに対する措置
 - いじめ、又はいじめの疑いのある行為を発見した場合は、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、組織的に対応する。
 - (5)関係機関との連携
 - (6)学校における教育相談体制の整備
 - (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
 - (8)いじめが「解消している」状態
 - いじめに係る行為が止んでいること(3か月を目安)
 - いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
 - (9)「浜松市立都田小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
- 3 地域や家庭の役割
 - (1)地域の役割
 - 地域の人たちが、子供に積極的に関わり、温かい気持ちで接することができるよう学校の情報を適切に発信する。
 - (2)家庭の役割
 - 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
 - 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - 子供との触れ合いや対話を大切に。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
 - 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。

第3 重大事態への対処

□教育委員会へ報告し、市の方針に基づき対応

【都田小いじめ防止等のための基本方針】

<https://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/miyakoda-e/create/prevent/file/10495/jijimebousikihonhousinn.pdf>

